

平成30年度第2回豊橋市地域保健推進協議会健康づくり部会 会議次第

日 時：平成30年12月13日(木)

午後1時30分～

場 所：豊橋市保健所・保健センター

2階 研修室

1 あいさつ

2 議題

- ・豊橋市受動喫煙防止条例（仮称）の考え方について

3 その他

## 豊橋市地域保健推進協議会健康づくり部会 議事録

|         |  |
|---------|--|
| 日 時     | 平成30年12月13日(木) 13:30~14:50   |
| 場 所     | 保健所・保健センター 研修室   |
| 出席者     | 豊橋市地域保健推進協議会健康づくり部会委員 9名   |
| 事務局     | 豊橋市保健所健康政策課  |
| 事務局(大井) | <p>【議題 豊橋市受動喫煙防止条例(仮称)の考え方について】</p> <p>【資料説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊橋市受動喫煙防止条例(仮称)の考え方について」説明。</li> <li>・議会答弁内容、市民意識調査の結果について参照。</li> <li>・11/27から12/26まで実施しているパブリックコメントの中間報告。</li> </ul>  |
| 部会長(山本) | 「市役所は全て禁煙で喫煙所の設置は不可」ですが、職員の喫煙率はどのくらいですか。   |
| 事務局(大井) | 把握はしていませんが、市民アンケートでは市民の喫煙率が13.9%とでております。   |
| 部会長(山本) | 単純に比率が一緒くらいと考えているということですね。喫煙者はどうなるのでしょうか。  |
| 事務局(大井) | 朝から晩まで職場に詰めているわけではありませんので、少し我慢していただきたい。きちんと説明をしなければいけないと思っておりますが、喫煙自体を否定するものでもありませんので、あくまでもたばこを吸ったことによって、受動喫煙を避けられないのであれば、それをなんとか避ける方策としてご協力をお願いしたと考えております。  |
| 部会長(山本) | まずは、市庁舎の中からよろしくをお願いします。  |
| 佐々木委員   | <p>やはり今聞いていると、この受動喫煙防止条例に関する内容ではない質問が結構多い気がします。</p> <p>豊橋市としてこの条例というのは、「子供たちをたばこの害から守っていくことを考えた条例」という意味をはき違えていると思います。喫煙する事がいけないとは思っていませんが、「マナーや節度ある喫煙を守って欲しい。」「その範囲を一般の方たちに及ぼさないで欲しい」ということだけを言っているだけですが、先程のパブコメの反対意見を聞くと、そうでなく「たばこを否定するのか」というような言い方に感じるので、何か聞いていることと、答えていることが違うのではないかと思います。</p> <p>あと、豊橋薬剤師会は、5月31日世界禁煙デーはずっと20年以上、駅のペDESTリアンデッキで禁煙活動を保健所と一緒にやらせていただいておりますが、やはりたばこの害というのをしっかりとお伝えして、子供たちもしくは、一般病院の方達から、守っていくという活動をしていかなければいけないと思います。</p> |
| 瀧川委員    | <p>条例だけを作って、これで「さあ、行きましょう」というと片手落ちになりそうな気がするので、ぜひPRの仕方や、この条例をどう市民に浸透させるか、施策はどうするのか、そういうところに予算をしっかりと取っていただいて、やっていただきたいと思っております。</p> <p>それともう1つ、商工会議所の方からすると飲食店です。飲食店の扱いというの</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>は、少しわかりづらいというのか、飲食店自体がどういう風な対応をしたらいいのか、「100 m<sup>2</sup>」というのかわかっていないような飲食店も多々ありますので、そこにどう丁寧に説明していくのかというところは、少し細かく対応を考えていただいた方がいいと思います。特に「禁煙」「喫煙」の表示もきちんとしなさいとか、かなり細かく言っておられますので、そのところはよろしく願いできたらと思います。</p>   |
| <p>部会長（山本）</p> | <p>今、そういうことに対する予定とか、算段はあるのでしょうか。</p>  |
| <p>事務局（竹花）</p> | <p>国の方は法律ができ、本市はそれに上乗せ規制するという形で、条例をお願いしていきます。</p> <p>条例が制定され、4月に公布します。法も翌年度32年4月1日が全面施行になりますので、市も同じタイミングとなって1年間の制度を周知する猶予期間として設けております。</p> <p>「たばこを吸ってはいけない」「吸ってもいい」という難しいところを説明していかなければいけないということは、重々承知しておりますので、しっかりと説明していく体制は取っていかなくてはならないと考えております。</p> <p>「100 m<sup>2</sup>」というお話がありました。では客席面積が100 m<sup>2</sup>というのは、どこが客席なのかというのは、はっきりと国の方も表示しておりません。ですから、その辺も含めて飲食店の方が戸惑わないように、しっかりしたものを4月に直接お邪魔して説明会を開き、受動喫煙防止にご協力いただけるようにやっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>部会長（山本）</p> | <p>実際、国の場合には、「喫煙」「禁煙」の選択というところに関しては、「喫煙」の場合だけ表示義務があります。豊橋は「喫煙」「禁煙」、つまりどちらであっても表示しなくてはならないわけですから、全部のお店が対象になるわけですね。「うちはいいです」ではなくて、絶対どちらかは表示しなくてはならないわけですから、その指導は大変だとは思いますが、がっちりやってもらう。</p> <p>我々としても、どちらかはっきり分かれば、判断がとてもし易くていいアイデアだと思うのですが、逆に言うとこれをきちんとやるためには、全員呼んで全員がわかってもらわないとできないことになりますので、そのところが多少時間があるのかなと思います。</p>  |
| <p>松井委員</p>    | <p>先程パブリックコメントで、市外の方の意見が意外と多いなと思ったのですが、それはこういったパブリックコメントではよくあることなのか。たばこの受動喫煙に関する反対意見が結構多かったということは、本当の市民の意見を反映しているコメントなのか、という位置づけでみますと、市外の方が多いというのはどんなものかと感じたのが1点目。</p> <p>「たばこ税が市に入らなくなる」ということを言われたのですが、たばこ税はどれくらいの予算に入っているのか。</p> <p>受動喫煙の一番の問題というのは、家族内の受動喫煙が一番の問題だろうと思います。家族内に関する問題について「保護者の責務」の文言としては、弱いと私は感じている。</p> <p>たばこを吸う人から子供たちを守るという観点からしたら、そこはすごく大事だと思っていました。</p>  |
| <p>事務局（竹花）</p> | <p>パブリックコメントに関して市外が通常どうなのかということですが、確かにこれは非常に多い件数だと思います。パブコメ自体、実際行ってもそれ程多くのご意見をいただくことはないですが、この時点で100件に近いご意見をいただくというのは、非常に興味を持っていただいている現れだと思います。かつ市外の方が多いという</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>のも、他のパブリコメにはないような状況と思います。</p> <p>それと税の関係ですが、大体年間 26 億くらいたばこ税で歳入があります。これについては、大きな影響は出てこないと考えております。</p> <p>あと、家族に関係するところですが、法の中で「適用除外」という位置づけがあり、「人の居住の用に供する場所」旅館、ホテル等の個室です。個人宅、自分のマイカー、ホテルで自分が泊まる部屋、そういったものは法の「適用除外」となっております。条例も同じように「適用除外」にしております。</p> <p>そうしたときに確かに子供の生活している時間というのは、家で時間が長いというのは承知しております。その辺の部分について、条例の骨子案の中の「(ウ) 保護者の責務」の文言が少し弱いのではないかというお話ですが、家庭内までは言及せずに、一般的な「屋内」での受動喫煙防止という事を中心に謳っているというのが現状です。法の趣旨に沿っているかと思います。</p> |
| 部会長（山本） | <p>家庭内での受動喫煙というのは大きな問題ではありますが、この条例というのは国の決めたものに、豊橋市として上乘せ部分があるという形で、基本的には罰則等があるわけですね。家庭内の事情に罰則等を持ち込むのも、なかなか形にしにくいので、そこはマナーやモラルの形で話を進めていくしかない、私は思います。</p>   |
| 事務局（竹花） | <p>上乘せした部分については、罰則は設けておりません。</p>   |
| 部会長（山本） | <p>勿論、上乘せの部分はないですが、ベースラインとしては国の基準でいきますので、基準としては、罰則規定があるような形になりますよね。そういう状況の中で、家庭内問題であれば、罰則をつくることは法律の観点では難しいので、「適用除外」が書いてあるのだろうと私は思います。ここに関しては、モラル等の問題で啓蒙していくしかないと思います。</p>  |
| 鈴木代理    | <p>そもそもこの目的というのが、「受動喫煙を防止する」ことが目的とされているものなので、「分煙」ではなぜいけないのか。今の科学技術もだいぶ進んでいるので、完全に密閉している部屋を作れば、そういったところで吸った方が、吸いたい人の権利も守られるし、受動喫煙の防止にもなる。これだと、吸う人をどんどん除外する雰囲気を感じとれるが、その辺りどうでしょうか。</p>   |
| 事務局（竹花） | <p>しっかりとした喫煙専用室を設ければ、その中で吸ってもよいというのが、「第 2 種施設」になります。「第 1 種施設」につきましては、屋内はだめですが、敷地の中に喫煙場所を特定して設ければ、その場所では吸ってもいいという、国の設定となっております。そういった中で、市が「完全禁煙」の施設を設けたというのは、20 歳未満が多く利用するような学校や塾、保育所、幼稚園に関しては、喫煙室を設けるのではなくて、すべて禁煙にすることで子供たちを守っていきたいという考えになっております。その辺りは、国も「屋内では吸ってはいけない」という同じ考え方になっております。そこに「外では吸ってもいい」というのが国の考え方ですが、市としては「外でも禁煙」とさせていただくように上乘せをした、という考え方でございます。それにより 20 歳未満の子、患者、妊婦等を受動喫煙の健康被害から守ってほしいという施策で、条例をつくってほしいというところなんです。</p>        |
| 佐々木委員   | <p>たばこを吸った後でも、呼気の中にはかなりの有害物質が出てくるのがデータから出ております。それを考えると子供たちの施設はやはり、「分煙」ではなく「完全禁煙」がいいのではないかと思います。また吸ったあとすぐに来られて子供と接していれば、受動喫煙は起きてくるというのが現状ですので、そのことも含んでいるのかと思います。</p>  |

|          |   |
|----------|---|
| 辻村委員     | <p>私も佐々木委員の意見に賛成です。</p> <p>疫学上の調査等によるとやはり副流煙や、喫煙後の呼気量とかの問題にもなりますので、塾とかで先生がたばこを吸った後に講義をされると考えると、敷地内でも吸っていただくのはよくないという思いが1つ。</p> <p>また吸っている姿を見ると、また次の世代への喫煙行動につながり易いという調査もでているので、できれば20未満の方々にたばこを吸っている姿が見えないような状況と共に、煙から守るような制度として非常によくできているのではないかと思います。</p>  |
| 福岡委員     | <p>私どもは、福祉センターを運営しておりまして様々な方が来られます。幼稚園前の小さなお子様から障害を持たれた方、高齢者が来ますので、ずっと前から喫煙の禁止施設としてやっておりました。</p> <p>運営を管理する側としましては、大変やり易くありがたいというか、どうしても色々な方が入り混じって使う施設ですので、このようなバックアップでやれると思います。ただ、職員の中にも「受動喫煙」という考え方がきっちりとはしておらず、受動喫煙を防ぐという事を、職員にも周知していきたいと思えます。</p>  |
| 川島委員     | <p>条例制定後の取り組みというところで、喫煙禁止施設の中でも敷地内禁煙で「努力義務」とされている施設があると思えますが、こうした施設に対してその後の支援体制や、敷地内禁煙に踏み切った施設を評価する仕組み、例えば、施設の希望にもよるかと思えますが、ホームページ上に公表したり、そういった支援の施策を進めていくことで、条例制定後も具体的に取り組みが進んでいくと思えますのでお願いします。</p> <p>あと細かな事ですが、先日街中を歩いているときに、水たばこが吸えるお店が2～3軒程あったのに気付きました。加熱式たばこをたばこ代用品と考えられています。まだ水たばこに関する事は考えられていないのではないかと思います。</p> <p>水たばこは、一定の所に集まって吸うような物という事で、恐らく喫煙目的施設での喫煙というところに分けられてくるのかなと思えますけれども、この先普及するかどうかわかりませんが、普及してきたときは少し考えていく必要があるのかなと思えましたので、お伝えしておきます。以上です。</p>   |
| 副部会長（犬塚） | <p>7月25日に改正健康増進法が公布され、その中で喫煙可能な施設に対する20歳未満の立入禁止というのが出てきました。</p> <p>市が条例を制定する最大の目的が「20歳未満の人たちを受動喫煙から守る」というところが、実は法律の中で定められたということになりました。</p> <p>例えば飲食店で100㎡超は屋内禁煙となり、喫煙専用室を設けるか、設けないかだけのことです。</p> <p>「既存特定飲食提供施設」という、今あるお店で、100㎡以下で、経営規模が小規模なお店については、「喫煙可能」か「禁煙」かを選べるというのが、法の趣旨ですが、「店でたばこが吸えます」とすると、たばこを吸っている人が、いてもいなくても20歳未満の人はその店に入ることができなくなります。高校生のアルバイトも当然、勤務ができなくなります。そういったことが大前提に定められましたので、条例を定める意味として、どこをどう強化するのかを悩んだところです。</p> <p>法律で20歳未満の人を守るようになったのでよいか、という思いもあったのですが、例えば病院でいうと、たばこの禁煙治療を行っている病院は、診療報酬の規定として敷地内禁煙としていなければ診療報酬は請求できないという規定があります。そこは今回、法律とは関係ない話で、国の方は「原則敷地内禁煙」で喫煙設備を屋外に設けてもよいこととなります。しかし、禁煙治療を行っている医療機関は、</p> |

当然それはだめな話になります。

また禁煙治療をやっているやってないに関係なく、今ほとんどの医療機関が敷地内禁煙になってきているので、これは後退することがないようにしていただきたいと思います。

また小中学校をはじめとして、ほとんどの教育施設で敷地内禁煙となっていますので、「法律がこのようになったから校庭の片隅に喫煙場所を設ける」といわれてしまうと、後退の感が否めません。そこも条例で敷地内禁煙の徹底をしていただきたい。市の施設については、「義務である」という言い方としました。

私立の学校については、法律の上乗せで義務化は難しいので、努力義務というかたちになりますが、いずれにしても、子供たちも守るといことと、現状を後退させないでいくというところが、基本的な考え方です。

表示についてはわかり易くし、とにかく「この店は禁煙」と入る前にわかれば、安心して入れるということで謳っています。

そういう意味では現状にあった形で、後退のないように、きちんと守れるように、あるいはわかり易くといったところで、法の趣旨のままです。

加熱式たばこの取り扱いについては、パブリックコメントでも色々意見をいただいているところですが、我々の考えはこうです。

加熱式たばこの主流煙の中に、有害物質が入っているのは、はっきりわかっていますし、その有害物質が必ず呼気として出てきます。屋外については、拡散していきますし滞留することもないので、特に規制を考えていませんが、室内においてはその有害物質が留まることとなりますので、これはやはり規制を考えるべきだと思います。もう1つは、その有害物質の中に発がん性物質が含まれています。確かに紙巻きたばこよりも低い値だという事は、はっきりしていますが、発がん性物質に「閾値」はありません。どんなに少量でも発がん性はあると考え、その蓄積効果で発がん性がでてくると考えています。そうすると、主流煙に有害物質があり、それは必ず呼気に出てきて、室内に滞留するとすれば、それを他の人が吸うことによって、受動喫煙の害が必ず起こるという事です。

国は、「健康被害が明らかになるまでの間」と言っていますが、その結果、評価を出すまでにどのくらいかかるかというところ、多分途方もない時間がかかると思います。というのも、人体実験はできませんので、今、紙巻きたばこから加熱式たばこに切り替えた人が、今からの受動喫煙の害をどうやってはかるのか。今までご主人が紙巻きたばこを吸っていたが、途中で加熱式たばこに変えました。奥さんの発がん性を調べるといっても紙巻きたばこの影響なのか、加熱式たばこに変えてからの影響なのか、識別することはできません。そういった意味でも非常に大変な事でしょうし、予防の原則から言えば有害の物が滞留している可能性が高いということであれば、規制すべきであるというのが、豊橋市の考えとしてまとめさせていただいたものです。

これは豊橋市だけが考えているわけではありません。実は法の中でも、加熱式たばこ専用の部屋を設ければ、飲食も可と言っていますが、禁煙の区域内においては加熱式たばこも吸ってはいけないと言っています。それはなぜかというところ、一定の有害性を認めているに他ならないと理解すべきだと思います。ですので、加熱式たばこも紙巻きたばこと同等に扱っていききたいというのが、条例の趣旨になっております。

いずれにしても、健康増進法が改正された中身を市民の方によく理解してもらわないと、なぜその上にさらに条例をつくるのかというところが、理解していただけないと思いますし、そののところをきちんと説明しながら進めていきたいと思っています。決して全員に、たばこをやめなさいという事を押し付けるわけではありません。

たばこをやめたい人への支援は、引き続き取り組んでいきます。また市の職員に

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>あたっては、執務室の中は全室禁煙ですので、席を離れなければたばこが吸えないです。市役所の本庁舎は市民広場の南に1ヵ所喫煙所ありますが、勤務時間中に席を離れてたばこを吸う事は、現に慎みなさいという通知が出ています。</p> <p>また、休憩時間中であってもマナーを守りなさいというのが、同時に通知をされたところですが、「市民の模範であれ」ということも、市の職員に求められることですので、我々からもお願いをしていかなければいけないと思っています。</p> <p>何よりもルールの前にマナーがあって、このようにすると「ポイ捨てが増えるのではないか」というパブコメの意見もあるのですが、市はルールを決めようとしているのであって、マナーを守っていただくのが大前提です。</p> <p>マナーが守られないので、ルール化をせざるをえないという事であり、順番がきちんとあります。パブコメは順序が違う意見があるなというのも、今見ていて思います。</p> <p>また、松井委員がおっしゃられたように、家庭内ではどうだという意見もあります。東京都には児童を守るための条例を、すべて努力義務ですがつくられています。そこまで我々も幅を広げるかと、少しは考えましたが、今回は改正健康増進法をベースに、若干の上乗せをする形での条例制定を考えたという事です。このくらいでご理解いただけないかな、というのが私の正直なところです。</p> |
| 部会長（山本） | <p>結局、豊橋市としては、「第1種」と「第2種」から、もう一段厳しく枠をつくったということと、加熱式たばこに対して、やはり紙巻きたばこと同じように対応するべきではないか、という考え方が強く出ていると思います。</p> <p>実際、加熱式たばこは、色々な問題があります。加熱式たばこは機械とたばこがセットであるわけですが、機械の方は、あちらの会社の物でも、こちらの会社の物でも使えるという機械があります。例えば、AたばこだとかBたばこだとか、たばこを出している会社ではない、全然関係のない会社からでている物もあります。こういう機械に、AたばこやBたばこを入れて吸い、それを使ってどうなったか、というデータは出ていません。そうすると、もっと有害な物質が出ているかもしれない。まして1つの機械で、少し高めの温度や低めの温度に設定でき、自由にセレクトできる機械もあります。こういうのを使うと、何がどうなっているのかわからないです。ですから、「加熱式たばこは安全です」と言っていると、そうでない物も実はあるので混乱しまう。「だめです」と一言で言うのが一番かと私は思います。</p>   |
| 瀧川委員    | <p>この条例をみると、動植物公園や、岩田運動公園は屋外がありますが、駅前広場はどういうことなのでしょう。</p>  |
| 事務局（竹花） | <p>健康増進法もそうですが、建物の「屋内」を中心に考えています。ただ、その「屋内」が、学校や児童福祉施設に関しては、その建物がある敷地まで言及して謳っています。</p> <p>建物がない所、例えば公園等はこの改正健康増進法でも謳っていません。その理由として、たばこを吸ったとしても外で拡散して、受動喫煙を受ける弱者の方も、その場にずっと留まらず動いており、受動喫煙による健康被害を受けるまでのことではないだろうということで、屋外は規定していません。</p> <p>条例もそれに合わせ、健康被害がないと国がいつている屋外に対して、条例の方も同じように言及はしてはいません。駅前のペデストリアンデッキは施設があるわけではありませので、この受動喫煙防止条例の中ではふれていないです。</p>  |
| 瀧川委員    | <p>公園の中は「禁止」と書いてありますが。</p>   |
| 事務局（竹花） | <p>公園の中で禁止というのは、「快適なまちづくりを推進する条例」がありまして、そ</p>  |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>の中で公園、道路、河川敷等では、たばこを吸うことはやめましょうという努力義務が課せられています。</p>  |
| 瀧川委員     | <p>考え方でいうと、屋外はこの条例の対象外とういことですか。</p>  |
| 事務局（竹花）  | <p>考え方でいうとそうです。</p>  |
| 瀧川委員     | <p>外でも、街中だと喫煙禁止区域がありますが、それはまた別の条例でやるということですね。</p>  |
| 副部会長（犬塚） | <p>今、話があった部分は議会でも話題になっていました。「快適なまちづくりを推進する条例」が平成24年に豊橋市に制定しています。これは、市内全域で、路上、公園、河川敷等では基本的にたばこを吸わないようにしましょうという条例です。</p> <p>路上喫煙の禁止区域としてエリアを定めているのが、駅の東口の一定エリアです。そこは努力義務よりも厳しくて「禁止」になります。場合によっては過料が取られます。</p> <p>その条例との比較で、一部の施設で、例えば病院とか学校等の施設は「敷地内禁煙」といっているのが、敷地は屋外になるので、「快適なまちづくりを推進する条例」との兼ね合いはどうなるのかという問題では、「敷地の中」という話であり、敷地を出て道路であれば、「快適なまちづくりを推進する条例」に該当します。敷地の中については、この「受動喫煙防止条例」ということで、考え方を整理しています。</p> <p>両方を足すと、お店の中も禁煙で、出ても禁煙でどこで吸うのか、という意見も当然でてくるので、そこはマナーをお願いするしかない。</p> <p>改正健康増進法でも、たばこを吸う場合にあっては、「周囲の人に迷惑をかけないようにしてください」というように法律上も努力義務が課せられていますので、マナーと法律上の文言で担保するしかないと思います。</p> |
| 瀧川委員     | <p>屋外の問題と、この条例がどう関わっているのか説明をしておいたらよいのではないのでしょうか。これですべて入っていると思ってしまう。</p>  |
| 副部会長（犬塚） | <p>ペDESTリアンデッキの喫煙場所については、どうするか検討中であると聞いています。</p>   |
| 瀧川委員     | <p>周りのレストランではすべて禁煙になり、路上では吸えないとなると、ペDESTリアンデッキに集まりそうな気がします。</p>  |
| 副部会長（犬塚） | <p>ペDESTリアンデッキの喫煙場所ですが、塀の中で吸ってください、という張り紙がありますが、塀の外で大勢吸っています。たばこを吸う人も、人のたばこの煙は吸いたくない。喫煙できる場所をつくっても、皆さんがそこで吸うわけではなくて、やはり外で吸ってしまう。</p> <p>分煙の話もありましたが、考え方としては、たばこを吸う場所は専用室になり、基本的に屋内は禁煙になります。今までのように、玄関を入り左は喫煙可能スペースで、右の方は禁煙ですというのは、空気を遮断されていませぬので、そういった分煙は無意味です。もうすぐ専用屋の規格がきちんとでてくると思います。国における加熱式たばこ専用室の取り扱い、飲食が可能になります。しかし我々は、紙巻きたばこと同等な規制をお願いしたいという事を考えております。</p>   |
| 部会長（山本）  | <p>その他ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、「次第3その他」について、事務局の方から何かございますか。</p>  |



|          |   |
|----------|---|
| 事務局（朝倉）  | <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とよはし健康マイレージのアプリについて説明</li> </ul>   |
| 部会長（山本）  | <p>これで本日予定の案件はずべて終了となりますが、全体について、ご意見ご発言はございますか。</p> <p>特にご意見がないようでしたら、事務局を代表して犬塚健康部長より何か一言をお願いします。</p>  |
| 副部会長（犬塚） | <p>長時間にわたり、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>特にたばこに関しては、できるだけこの考え方に沿って条例案にしていきたいと思います。</p> <p>全くこのままというわけにはいかないかもしれませんが、意見を参考にさせていただきながら、条例案にまとめていきたいと思います。</p> <p>アプリについては、実際やってみると結構楽しいと思います。職場の顔が見える関係でグループにしてやっていただくと、みんなで健康づくりを楽しくやろうというモチベーションにつながると思いますので、是非ご活用いただけたらと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| 部会長（山本）  | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>これをもちまして平成 30 年度第 2 回豊橋市地域保健推進協議会健康づくり部会を閉会します。ありがとうございました。</p>   |